（金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第四条　金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第三号ク」を「第四条第三号オ」に改める。

第六号中「第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関、同条第二項」を「第六十九条の四」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

安全保障会議設置法施行令を廃止する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十五年十二月四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十一号

安全保障会議設置法施行令を廃止する政令

内閣は、国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

安全保障会議設置法施行令（昭和六十一年政令第二百二十一号）は、廃止する。

附　則

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三